

学院発第20425号  
2021年1月21日

原子力規制委員会 殿

住 所 東京都豊島区西池袋三丁目34番1号  
名 称 学校法人 立教学院  
代表者の氏名 理事長 戸井田 和彦

学校法人立教学院 立教大学原子力研究所の  
原子炉施設の保安規定の変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）第37条第1項の規定に基づき、2020年9月29日付け学院発第20295号をもって認可申請した学校法人立教学院 立教大学原子力研究所の原子炉施設の保安規定の変更認可申請書を別紙のとおり一部補正致します。

## 別紙

### 1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 学校法人 立教学院  
住 所 東京都豊島区西池袋三丁目34番1号  
代表者の氏名 理事長 戸井田 和彦

### 2. 事業所の名称及び所在地

名 称 立教大学原子力研究所  
住 所 神奈川県横須賀市長坂二丁目5番1号

### 3. 補正の理由

別添1のとおり

### 4. 補正に係る事項

2020年9月29日付け学院発第20295号をもって申請した学校法人立教学院 立教大学原子力研究所の原子炉施設の保安規定の変更認可申請書の記述を、別添2の対照表のとおり補正する。

### 5. 補正保安規定の施行日

認可の翌日から施行するものとする。

補正の理由

- 1) 定期事業者検査の実施に関し、検査の独立性の明確化のため
- 2) 一部報告について、報告先に保安監督者又は所長を追加し、適切な保安管理を行うため
- 3) 試験炉規則に定める性能を維持すべき原子炉施設に関し、位置、構造、性能及び維持期間を追加し、明確化を図るため
- 4) 試験炉規則に基づき作成し、保存する記録に関し、保安規定の該当条文、記録の名称の見直しを行い、記載の適正化を図るため
- 5) その他記載の適正化のため

学校法人立教学院 立教大学原子力研究所の原子炉施設の保安規定の変更認可申請書の一部補正 (補正部分を下線又は囲み線で示す。)

補正前 (2020年9月29日付変更認可申請)	補正後	備考
<p>(原子力研究所長)</p> <p><b>第8条の2</b> 所長は、<u>研究所</u>における原子炉施設の保安活動を管理する。</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれにも該当する者から保安監督者を任命する。</p> <p>(1) 原子炉主任技術者、第一種放射線取扱主任者若しくは核燃料物質取扱主任者の免状を有する者又は技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者</p> <p>(2) 核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者</p> <p>3 所長は、保安監督者が入院その他のやむを得ない理由により長期にわたって職務に就けない場合には、その業務を代行させるため、保安監督者代理を選任することができる。</p> <p>4 所長は、管理室長(以下「室長」という。)を任命する。</p> <p>5 所長は、室長が入院その他のやむを得ない理由により長期にわたって職務に就けない場合には、その業務を代行させるため、室長代理を選任することができる。</p> <p>6 所長は、保安監督者の意見及び安全委員会の答申を尊重しなければならない。</p>	<p>(原子力研究所長)</p> <p><b>第8条の2</b> 所長は、<u>立教大学原子力研究所</u>(以下「研究所」という。)における原子炉施設の保安活動を管理する。</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれにも該当する者から保安監督者を任命する。</p> <p>(1) 原子炉主任技術者、第一種放射線取扱主任者若しくは核燃料物質取扱主任者の免状を有する者又は技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者</p> <p>(2) 核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者</p> <p>3 所長は、保安監督者が入院その他のやむを得ない理由により長期にわたって職務に就けない場合には、その業務を代行させるため、保安監督者代理を選任することができる。</p> <p>4 所長は、管理室長(以下「室長」という。)を任命する。</p> <p>5 所長は、室長が入院その他のやむを得ない理由により長期にわたって職務に就けない場合には、その業務を代行させるため、室長代理を選任することができる。</p> <p>6 所長は、保安監督者の意見及び安全委員会の答申を尊重しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>(定期事業者検査)</p> <p><b>第22条</b> 所長は、試験炉規則の定めるところに従って、性能維持施設について、定期事業者検査を実施しなければならない。</p> <p>2 室長は、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた定期事業者検査実施要領書を作成し、保安監督者の同意及び所長の承認を得なければならない。</p> <p>3 所長は、検査の方法を変更する場合には、その変更について、安全委員会に諮問しなければならない。</p> <p>4 所長は、定期事業者検査の対象となる施設の保守又は点検に関与していない要員に、検査を実施させなければならない。</p> <p>5 室長は、試験炉規則に定められた記録を作成し、検査結果を保安監督者及び所長に報告しなければならない。</p> <p>6 室長は記録を試験炉規則に定められた期間保存しなければならない。</p>	<p>(定期事業者検査)</p> <p><b>第22条</b> 所長は、試験炉規則の定めるところに従って、性能維持施設について、定期事業者検査を実施しなければならない。</p> <p>2 室長は、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた定期事業者検査実施要領書を作成し、保安監督者の同意及び所長の承認を得なければならない。</p> <p>3 所長は、検査の方法を変更する場合には、その変更について、安全委員会に諮問しなければならない。</p> <p><u>4 所長は、保安監督者及び室長以外の要員であって定期事業者検査の対象となる施設の保守又は点検に関与していないものから検査員を任じ、当該要員の他の業務に関わらず、検査に必要な権限を与える。</u></p> <p>5 室長は、試験炉規則に定められた記録を作成し、検査結果を保安監督者及び所長に報告しなければならない。</p> <p>6 室長は記録を試験炉規則に定められた期間保存しなければならない。</p>	<p>検査の独立性の記載の明確化</p>
<p>(周辺監視区域の線量当量の測定)</p> <p><b>第59条</b> 室長は、周辺監視区域の線量当量を3月間に1回測定しなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の測定結果が平常と明らかに異なる値を示した場合には、保安監督者の意見を求め、原因の究明と対策を図り、所長に報告しなければならない。</p>	<p>(周辺監視区域の線量当量の測定)</p> <p><b>第59条</b> 室長は、周辺監視区域の線量当量を3月間に1回測定しなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の測定結果が平常と明らかに異なる値を示した場合には、保安監督者の意見を求め、原因の究明と対策を図り、<u>保安監督者及び所長に報告</u>しなければならない。</p>	<p>報告先の追加</p>
<p>(放射線測定器等の管理)</p> <p><b>第60条</b> 室長は、第14表に掲げる放射線測定器等について、毎月1回の動作点検と年1回の校正を行い、常に使用できる状態に管理しなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の点検の結果異常を認めるときは、直ちに修理又は代替品を用いる等の応急措置を講じ、</p>	<p>(放射線測定器等の管理)</p> <p><b>第60条</b> 室長は、第14表に掲げる放射線測定器等について、毎月1回の動作点検と年1回の校正を行い、常に使用できる状態に管理しなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の点検の結果異常を認めるときは、直ちに修理又は代替品を用いる等の応急措置を講じ、そ</p>	

補正前（2020年9月29日付変更認可申請）	補正後	備考
<p>その旨を保安監督者に報告しなければならない。</p> <p>3 室長は、廃止措置に伴う作業によって第1項に定める放射線測定器等による測定の必要がなくなった場合は、保安監督者の同意及び所長の承認を得て、同項に定める管理を省略することができる。</p>	<p>の旨を保安監督者及び所長に報告しなければならない。</p> <p>3 室長は、廃止措置に伴う作業によって第1項に定める放射線測定器等による測定の必要がなくなった場合は、保安監督者の同意及び所長の承認を得て、同項に定める管理を省略することができる。</p>	報告先の追加
<p>（保安教育の計画と実施）</p> <p><b>第62条</b> 室長は、前条の年間保安教育計画を第15表に掲げるところに基づいて作成し、実施しなければならない。</p> <p>2 室長は、年間保安教育計画において実施を計画した保安教育項目ごとに実施責任者又は講師等を指名するものとする。</p> <p>3 保安教育項目の実施責任者は当該教育項目を受講したとみなすことができる。</p>	<p>（保安教育の計画と実施）</p> <p><b>第62条</b> 室長は、前条の年間保安教育<u>実施</u>計画を第15表に掲げるところに基づいて作成し、実施しなければならない。</p> <p>2 室長は、年間保安教育<u>実施</u>計画において実施を計画した保安教育項目ごとに実施責任者又は講師等を指名するものとする。</p> <p>3 保安教育項目の実施責任者は当該教育項目を受講したとみなすことができる。</p>	記載の適正化 記載の適正化
<p>（放射線業務従事者としての認定に必要な保安教育）</p> <p><b>第63条</b> 室長は、放射線業務従事者としての認定の必要な従業員に対し、年間保安教育計画に従い、第15表に基づいて、当該従業員の業務内容に応じた保安教育を実施しなければならない。</p>	<p>（放射線業務従事者としての認定に必要な保安教育）</p> <p><b>第63条</b> 室長は、放射線業務従事者としての認定の必要な従業員に対し、年間保安教育<u>実施</u>計画に従い、第15表に基づいて、当該従業員の業務内容に応じた保安教育を実施しなければならない。</p>	記載の適正化
<p>（保安教育の報告）</p> <p><b>第66条</b> 室長は、第61条から第64条までに定める保安教育を実施したときは、実施内容、実施日時、実施時間、実施者氏名及び保安教育を受けた者の氏名を記した保安教育記録を作成し、保安監督者及び所長の確認を得なければならない。</p>	<p>（保安教育の確認）</p> <p><b>第66条</b> 室長は、第61条から第64条までに定める保安教育を実施したときは、実施内容、実施日時、実施時間、実施者氏名及び保安教育を受けた者の氏名を記した保安教育記録を作成し、保安監督者及び所長の確認を得なければならない。</p>	記載の適正化
<p>（地震の場合の処置）</p> <p><b>第75条</b> 室長から指名された従業員は、震度4以上の地震があった場合は、原子炉施設の状況を点検し、その結果を室長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた室長は、その結果を所長に報告するとともに、関係機関に通報しなければならない。</p>	<p>（地震の場合の処置）</p> <p><b>第75条</b> 室長から指名された従業員は、震度4以上の地震があった場合は、原子炉施設の状況を点検し、その結果を室長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた室長は、その結果を保安監督者及び所長に報告するとともに、関係機関に通報しなければならない。</p>	報告先の追加
<p>（工事中の事故の場合の処置）</p> <p><b>第75条の2</b> 原子炉施設内で工事中に事故が発生した場合には、事故現場に居合わせた者は、直ちに室長に連絡し、その指示に従わなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の連絡を受けたときには、直ちに所長に報告し、第70条に定める関係機関に通報するとともに、原子炉施設内及び周辺の放射線量の測定、必要に応じて放射線防護上の措置、施設の保全上の措置を講じなければならない。</p>	<p>（工事中の事故の場合の処置）</p> <p><b>第75条の2</b> 原子炉施設内で工事中に事故が発生した場合には、事故現場に居合わせた者は、直ちに室長に連絡し、その指示に従わなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の連絡を受けたときには、直ちに保安監督者及び所長に報告し、第70条に定める関係機関に通報するとともに、原子炉施設内及び周辺の放射線量の測定、必要に応じて放射線防護上の措置、施設の保全上の措置を講じなければならない。</p>	報告先の追加
<p>（事故等の場合における施設の機能の保全）</p> <p><b>第75条の3</b> 原子炉施設に関する設計想定事象又は多量に放射性物質を放出する事故における施設の機能の保全に関する措置は、第72条の組織をもって消防計画及び応急措置要領に基づき実施する。</p>	<p>（事故等の場合における施設の機能の保全）</p> <p><b>第75条の3</b> 原子炉施設に関する設計想定事象又は多量に放射性物質を放出する事故における施設の機能の保全に関する措置は、第72条の組織をもって防火管理規程及び応急措置要領に基づき実施する。</p>	記載の適正化

補正前 (2020年9月29日付変更認可申請) 補正後 備考

第1表 性能維持施設 (第16条の2関係)

施設区分	設備等の区分	対象機器	維持すべき性能
原子炉本体	放射線遮蔽体	付属プール	放射線遮蔽 放射性物質の保管
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の 廃棄施設	送風機	汚染拡大の防止 換気能力 排気経路の確保
		ダクト	
		フィルタ	
		排風機	
放射線管理施設	屋内管理用設 備	線量当量率測定用サー ベイメータ (ガンマ線 用)	原子炉室内外の放射線 の監視, 測定, 記録
		表面汚染密度測定用サ ーベイメータ (ベータ 線用)	
		ハンド・フット・クロ ズモニタ	
	屋外管理用設 備	じんあいモニタ	
原子炉格納施設	格納施設	原子炉室	閉じ込め機能 換気中の負圧の維持 放射性物質の保管
		(一次冷却系ピット)	放射性物質の保管

第1表 性能維持施設 (第16条の2関係)

施設区分	設備等の区分	対象機器	位置、構造	機能	性能	維持期間
原子炉本体	放射線遮蔽体	—	原子炉室 コンクリート遮へい構造 八角形：8.2m×6.6m 壁厚：0.9m～2.7m 高さ：6.7m	放射線遮蔽 放射性物質の保管	事業所周辺の空間線量率が法令の定める線量限度を十分下回ること 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること 放射化物及び解体廃棄物を保管する容量を有すること	放射線遮蔽体以外の原子炉構造物、炉内構造物を解体するまで
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の 廃棄施設	送風機	原子炉棟機械室	汚染拡大の防止	周辺監視区域の外の空気中の放射性物質濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように廃棄する能力を有すること	原子炉本体の解体撤去が完了するまで
		ダクト	原子炉室内	換気	20分で原子炉室を一回換気することのできる排気量を有すること	
		フィルタ	原子炉棟機械室	排気経路の確保	排気口以外の箇所において気体の放射性廃棄物を排出することがないこと	
		排風機	原子炉棟機械室			
放射線管理 施設	屋内管理用設備	線量当量率測定用 サーベイメータ (γ線用) 表面汚染密度測定用 サーベイメータ (β線用) ハンド・フット・クロス モニタ	原子炉棟汚染検査室	原子炉室内外の放射 線の監視, 測定, 記 録等	(共通) 線量当量率, 表面密度又は放射性物質濃度が適切に測定できること (ハンド・フット・クロスモニタ及びじんあいモニタ) 所定のしきい値を超えた場合に警報を発すること (じんあいモニタ) 放射性物質濃度を記録すること	放射線監視の必要がなくなるまで
	屋外管理用設備	じんあいモニタ	原子炉棟機械室			
原子炉格納 施設	格納施設	原子炉室 (一次冷却系ピット)	原子炉棟 鉄筋コンクリート造り 幅：11.7m (一階) 9.60m (二階) 奥行き：18.45m 高さ：3.40m (一階) 13.0m (二階)	閉じ込め機能 換気中の負圧の維持 放射性物質の保管	原子炉室内を大気圧以下に維持すること 放射化物及び解体廃棄物を保管する容量を有すること	原子炉本体及び原子炉室内の施設・設備が解体撤去されるまで
				原子炉室一階 幅：2.2m 奥行き：6.6m 深さ：1.9m		

項目の追加  
記載の適正化

第8表 放射線業務従事者の線量限度 (第50条, 第53条関係)

項目	線量限度
実行線量	5年 100 mSv 1年 50 mSv
	(女子については上記に加えて) 3ヶ月 5 mSv 妊娠中内部被ばく 1 mSv
等価線量	眼の水晶体 5年 100 mSv* 1年 50 mSv* 皮ふ 1年 500 mSv 腹部表面 (女子妊娠中) 2 mSv

\* 2021年4月1日から施行。2021年3月31日までは、1年 150 mSv。

第8表 放射線業務従事者の線量限度 (第50条, 第53条関係)

項目	線量限度
実効線量	5年 100 mSv 1年 50 mSv
	(女子については上記に加えて) 3ヶ月 5 mSv 妊娠中内部被ばく 1 mSv
等価線量	眼の水晶体 5年 100 mSv* 1年 50 mSv* 皮ふ 1年 500 mSv 腹部表面 (女子妊娠中) 2 mSv

\* 2021年4月1日から施行。2021年3月31日までは、1年 150 mSv。

訂正

補正前 (2020年9月29日付変更認可申請)					補正後					備考
第18表 試験炉規則第6条に基づき作成し保存する記録 (第78条関係)					第18表 試験炉規則第6条に基づき作成し保存する記録 (第78条関係)					
記録事項	保安規定	記録の名称	記録すべき場合	保存期間	記録事項	保安規定	記録の名称	記録すべき場合	保存期間	
8. 保安教育の記録					8. 保安教育の記録					
イ 保安教育の実施計画	規定第61条関係	年間教育実施計画	策定の都度	3年間	イ 保安教育の実施計画	規定第61条、第63条及び第64条関係	年間保安教育実施計画	策定の都度	3年間	保安規定の引用条の適正化 記録の名称の適正化 保安規定の引用条の適正化 記録の名称の適正化 保安規定の引用条の適正化
ロ 保安教育の実施日時及び項目	規定第61条関係	保安教育実施記録	策定の都度	3年間	ロ 保安教育の実施日時及び項目	規定第66条関係	保安教育記録	策定の都度	3年間	
ハ 保安教育を受けた者の氏名	規定第66条関係		策定の都度	3年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名	規定第66条関係		策定の都度	3年間	
9. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる試験研究用等原子炉施設の設備の名称	規定第13条関係	廃止措置工事記録	認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	試験炉規則第6条第7項に定める期間	9. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる試験研究用等原子炉施設の設備の名称	規定第12条関係	廃止措置工事記録	認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	試験炉規則第6条第7項に定める期間	
10. 試験炉規則第14条の2各号の規定による試験研究用等原子炉施設の定期的な評価の結果	該当なし				10. 試験炉規則第14条の2各号の規定による試験研究用等原子炉施設の定期的な評価の結果	該当なし				
11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)	規定第10条、第11条及び第13条関係	品質マネジメント記録	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更)後5年が経過するまでの期間	11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)	規定第10条及び第11条関係	品質マネジメント記録	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更)後5年が経過するまでの期間	

補正前 (2020年9月29日付変更認可申請)	補正後	備考
<p>別添</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>所長に、研究所の品質目標</u>（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）<u>を定めさせる。</u></p> <p>(2) 理事長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>理事長は、<u>品質マネジメントシステムの評価</u>（以下「<u>マネジメントレビュー</u>」という。）、立教大学においては統括本部の会議、研究所においては所員会を通じて、保安に係る組織の内部の情報が適切に伝達されるようにし、及び品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>理事長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、<u>マネジメントレビュー</u>を、毎年度行う。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、毎年度、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マニュアルに基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 理事長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 理事長は、内部監査の対象の外部から内部監査員を選任する。</p> <p>(6) 理事長は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査実施要領」に定める。</p>	<p>別添</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>研究所において、品質目標</u>（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）<u>が定められているようにする。</u></p> <p>(2) 理事長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>理事長は、<u>5.6.1に規定するマネジメントレビュー</u>、立教大学においては統括本部の会議、研究所においては所員会を通じて、保安に係る組織の内部の情報が適切に伝達されるようにし、及び品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>理事長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、<u>品質マネジメントの評価</u>（以下「<u>マネジメントレビュー</u>」という。）を、毎年度行う。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、毎年度、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マニュアルに基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 理事長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 理事長は、内部監査の対象の外部から内部監査員を選任する。</p> <p>(6) 理事長は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査実施要領」に定める。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>



補正前（2020年9月29日付変更認可申請）	補正後	備考
<p>(7) 理事長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する<u>管理者</u>に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 理事長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた<u>管理者</u>に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p>	<p>(7) 理事長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 理事長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>